

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年1月10日（平成29年（行個）諮問第3号及び同第5号）

答申日：平成29年3月24日（平成28年度（行個）答申第211号及び同第212号）

事件名：平成28年司法試験論文式試験の本人の答案の不開示決定に関する件  
平成27年司法試験論文式試験の本人の答案の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

平成28年及び平成27年司法試験論文式試験（以下、順に「28年試験」及び「27年試験」という。）の審査請求人本人の答案に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）の開示請求に対し、本件対象保有個人情報1につき、その全部を不開示とした決定は、妥当であり、本件対象保有個人情報2につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が27年試験の審査請求人本人の答案の画像データに記録された保有個人情報を特定し、その全部を不開示とすべきとしていることは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく各開示請求に対し、平成28年10月13日付け法務省入試第198号及び同月21日付け同第202号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、原処分を取り消し、全部開示とする決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

ア 平成29年（行個）諮問第3号（以下「諮問第3号」という。）

（ア）個人情報開示請求をした理由と、開示の必要性について

##### a 開示請求した理由

今回、個人情報開示請求をしたのは、答案の取り違えの有無を確かめたいだけです。消えた年金問題にも見られるように、行

政上，入力の際に，間違えが生じるということは多々あります。また，公務員の仕事だけではなく病院でも赤ちゃんの取り違えが起こっていますし，検体の取り違えもあります。司法書士の試験でも2パーセントは取り違えとしか思えないことが起こっていると聞きます。

審査請求人が情報開示請求をしたのは，このような取り違えがないか，確かめただけであって，司法試験の採点等に対して，怒りなどの感情が働いているものではありません。

b 開示の必要性

また，年々，問題流出の問題も多く取り上げられています。昨年，特定A大学での流出があったため，今年からは，一層流出を認めてよいという状況になっていると聞きます。特定A大学以外の私立大学でも流出は止まらず，特定B大学の教授は，「教授同士の仲が良いので，他の教授が作った問題を予想できるから，偶然あたった」と生徒に言い訳をしているとも聞きました。もはや，問題の流出は認められ，答案の書き方についての教示までがあった場合のみ処罰される事態となっています。

このまま，答案の開示を認めないとすると，司法試験はブラックボックス化し，頑張った人が合格できる試験ではなく，特定の大学院を出た者だけが合格できる試験に様変わりしてしまいます。

c 長い間，一生懸命努力し，出来上がった，集大成といえる大切な答案です。ずっとずっと持って，宝物にしておきたいと思っています。受験者の作品ともいえるかけがえのないものを，司法試験委員の恣意的な試験運用のために開示しないというのは，なんとも腑に落ちないです。

大切な個人情報です。どうか，返して下さい。

(イ) 不開示情報に該当しないとする事の相当性

今回の開示を認めても，司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるときにあたらず，法14条7号柱書きの場合にあたらぬです。

不開示決定の理由として，4つ提示されていますが，それぞれが不開示事由にあたらぬことを説明します。

a ①答案を開示すれば，開示された答案と成績通知による各科目別の得点を比較し，答案の採点について，司法試験委員会及び考査委員への質問や照会等が増加し，考査委員及び事務局職員等がそれぞれの有する業務に支障が生じるおそれがある，との理由について

(a) まず、法14条7号柱書きの趣旨及び解説について、総務省  
行政管理局の示す基準から説明します。

a) そもそも法14条7号の規定は、事務又は事業に関する情  
報の不開示情報としての要件を定めるものです（解説 行政  
機関等個人情報保護法 総務省行政管理局 65ページ【趣  
旨】抜粋）。そして、「当該事務又は事業の性質上、適正な  
遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務又は事業の本質  
的な性格、具体的には当該事務又は事業の目的、その目的達  
成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼ  
すおそれがあるかどうか判断する趣旨です（同【解説】抜  
粋）。

b) そして、本規定は行政機関の長の恣意的な判断を許容する  
趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は、客観的に判断され  
る必要があります。また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨  
に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要  
性等の種々の利益を考慮した上で「適正な遂行」といえるも  
のであることが求められます（同【解説】抜粋）。

c) そしてまた、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、  
実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的  
な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められます  
（同【解説】抜粋）。

(b) そこで、不開示理由①の「支障」の程度を検討します。

a) まず、司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうと  
する者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有  
するかどうかを判定する試験です（法務省ホームページ抜  
粋）。そうすると、司法試験の事務は、裁判官、検察官又は  
弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的  
な推論の能力を有するかどうかを判定することにあります。  
そして、司法試験は、法科大学院卒業から5年間しか受験す  
ることができず、誰でもいつでも受験できる試験ではない上、  
最高峰の試験であるとの手法が採られています。

b) 開示請求を合格判定の後にするのであれば、既に司法試験  
事務は終了しているのであるから、司法試験事務の適正な遂  
行が求められる場面ではないです。仮に、合格発表後に開示  
請求するとしても、ほとんどの受験生はわずか5回しか受験  
できないという制約の中、次の受験まで半年という地点であ  
り、開示した成績判定に不服を申し立てるというよりは、次  
の試験に向けた勉強方法確立のために活用することが想定さ

れます。そうすると、次年度以降の試験の適正な遂行への支障は、単なる確率的可能性にすぎないです。

(c) また、考査委員の業務に支障が生じるとも主張するが、そもそも、考査委員の業務は、司法試験における問題の作成、司法試験における採点、司法試験における合格者の判定の3つしかなく（法務省ホームページ）、質問や照会等の業務自体存在しないことから、支障は生じようがないです。

(d) そうすると、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるときは、特定秘密保護法に該当し、法的に秘密を守る必要があるような場面ではなく、また、情報開示したことによって生じる支障は、法的保護に値する蓋然性はなく、法14条7号柱書きの場合にあたらなないです。

b ②後に生じる個々の受験者等からの苦情や非難を回避することを考慮するあまり、採点者が答案に対して適正な評価を与えることが困難となるといっていることについて

(a) 「支障」の程度については、前述と同様です。

(b) 受験者からの苦情や非難の生じうることは、司法試験にとどまらず、小中高大学の定期試験、入試、国家試験を含め、あらゆる試験について起こり得ることです。

しかし、どの試験においても、採点者は、苦情、非難がないように公正に採点するようになっていきます。苦情非難が起こり得ることから、より慎重に採点することが可能となっています。そうすると、苦情非難によって適正な評価を与えることが困難となるのではなく、むしろ、適正な評価を充てることに資するものといえます。そして、司法試験と同様の国家試験である司法書士の試験においても、同様の可能性があるものの、開示をしていることから、適正な評価を与えることを困難とするとは言えないです。

特に、司法試験は、国家最高峰の試験であり、最も優秀な頭脳を持っている試験委員が、プライドと自負をもって採点に取り組んでいる試験です。にもかかわらず、個々の受験者からの苦情を怖がり、採点が適正にならないというのは、考えられないです。

そうすると、適正な評価を与えることが困難となるというのは、単なる名目的な支障にすぎません。

(c) そうすると、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるときは、特定秘密保護法に該当し、法的に秘密を守る必要があるような場面ではなく、また、情報開示したこと

よって生じる支障は、法的保護に値する蓋然性はなく、法14条7号柱書きの場合にあたらないです。

c ③法曹にとって必要な能力評価に適切な良問の作成をも困難にするとの理由について

(a) 「支障」の程度については、前述の通りです。

(b) 答案の開示を認めても認めなくとも、問題に対する批評はされているのであるから、開示によってもよらなくとも苦情非難はあります。そうすると、開示することで、苦情非難が生じうるといえるものではありません。また、必要な能力評価に適切な良問の作成ができるかできないかは、作成者の能力に委ねられるところであり、苦情の有無によって左右されるものではありません。

よって、良問の作成をも困難にするというのは、単なる名目的な支障にすぎないです。

(c) そうすると、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるときは、特定秘密保護法に該当し、法的に秘密を守る必要があるような場面ではなく、また、情報開示したことによって生じる支障は、法的保護に値する蓋然性はなく、法14条7号柱書きの場合にあたらないです。

d ④受験予備校等を介して、合格者あるいは上位成績者の答案が模範解答との扱いを受けて広く流布し、受験者の解答方法等に影響を与え、あるいは、受験予備校が「答案の分析結果」等と称して成績上位のパターンを示すことなどにより、受験技術のみに頼った勉強法がまん延し、司法試験による法曹養成の意義が害されるとともに、論文式試験によって上記のような能力評価をすることか困難になり、論文式試験の意義が失われるおそれがあるとの理由について

(a) 「支障」の程度については、前述の通りです。

(b) 現時点でも、合格者は、自分の書いた答案を再現し、予備校に売却し、成績上位パターンの答案は広く出回っています。しかし、論文式試験の意義が失われるような事態には至っていません。

また、受験者は、自分の能力を信じ、自分の答案にプライドと責任をもって取り組んでいます。そして、より伝わる答案を書くために、お手本として合格者の答案を見ているが、それ以上によく、それ以上の出来栄を追及して日々励んでいます。このような受験生の血のにじむような長年の努力が、パターン化した答案を導くとは到底思えません。もし、司法試験委員が

そのようにお考えであるのなら、受験者の努力を何にも鑑みていないと思えてなりません。

そうすると、上記のようなおそれは、単なる名目上の支障にすぎないです。

(c) そうすると、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるときは、特定秘密保護法に該当するような、法的に秘密を守る必要がある場面ではなく、また、情報開示したことによって生じる支障は、法的保護に値する蓋然性はなく、法14条7号柱書きの場合にあたらなないです。

イ 平成29年(行個)諮問第5号(以下「諮問第5号」という。)

1年未満の保有期間経過のため、廃棄したところ不存在との決定がされました。

しかし、保有期間が経過しても、廃棄協議が終わらなければ廃棄はされません。廃棄協議前に廃棄することは不可能です。そのため、存在しています。

(ア) もともと行政文書は、永久保存主義を採っており、期限の有無にかかわらず、書庫で長く保存されてきていました。現在でもそのことは変わらず、長く保存していると聞きました。

また、先日、実際に法務省に伺い、担当の特定職員に聞いたところ、開示請求は文書の保管から1年未満であれば可能であったので、364日に請求すればあったと聞きました。しかし、廃棄業者は毎日出入りするものではなく、365日丁度の日廃棄するというのは、考え難いです。おそらく、1年未満であれば廃棄していないというように上司からの指示があり、それをそのまま審査請求人に伝えたのだと思います。実際には、その存否さえ誰も確認していないと考えられます。また、どの法律に基づいて保管期間が定められているかを聞きましたが、答えはありませんでした。

さらに、日本弁護士連盟が、法務省に「司法試験考査委員の選任と試験問題の漏洩防止に対する提言」(平成28年5月7日)を取りまとめしており、その中で、答案を保管する期間を相当期間(3~5年)に延ばすように言っています。平成27年に受験者の答案から、明らかに司法試験問題が漏えいしているということが判明し、法務省から刑事告訴までしています。そのような重大事件が起こった年の答案がすでに廃棄されているというのは、疑問です。

(イ) 実際の廃棄時期

実際の廃棄時期について調べました。

廃棄をするにあたっては、廃棄協議が行われます。廃棄協議とは、内閣府に対して「廃棄してよろしいか伺う」手続で、これに対する

同意が得られてはじめて実廃棄が可能となるものです。

そして、今年度の廃棄協議は、「平成27年度末に保管期間が満了したもの」と、「平成28年度末に保管期間が満了するもの」を主な対象としており、現在は、平成28年度末までに保管期間が満了する(した)行政文書について、内閣府に対する廃棄協議を行う準備中です。

本件の27年試験の保存期間は1年未満であり、保存期間が平成28年5月15日までといえることから、平成28年度中に保存期間を迎える文書として、これからの廃棄協議のための準備をしているところとなります。そうすると、廃棄することは、現時点では不可能であり、廃棄されていないといえます。

(ウ) したがって、保存期間経過により不存在というのは、虚偽であり、あくまで建前を伝えたもので、実際の文書の存否とは異なるものといえます。実際には、廃棄自体不可能な時点にあるといえ、明らかに存在しているといえます。

人生をかけて作り上げた大切な文書です。どうか、きちんと存否を確認し、開示してください。

(補足)

平成28年11月11日金曜日に、別添の通り、行政文書開示請求の結果についての文書が届きましたので添付いたします。(求補正書添付(略))

もし、27年試験の答案が既に廃棄されているのであれば、廃棄同意が得られているはずですが。

しかし、平成27年度及び平成28年度に保管期間が満了した行政文書ファイルについては、廃棄同意が得られた文書は存在しないそうです(添付のとおり)。そうすると、27年試験の答案は廃棄できませんので、存在していると言えます。

## (2) 意見書

審査請求人から、平成29年2月8日(諮問第3号)並びに同月13日及び同月28日(同第5号)に各意見書が当審査会宛て提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当ではない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。)

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 理由説明書

#### (1) 諮問第3号

##### ア 司法試験制度について

##### (ア) 司法試験の目的及び実施機関

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要

な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験である（司法試験法（昭和24年法律第140号）1条1項）。

司法試験の実施に関する事務は、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）8条及び司法試験法12条1項に基づき法務省に置かれた司法試験委員会がつかさどるとされている（同条2項）。

司法試験委員会には、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験考査委員（以下「考査委員」という。）が置かれ（同法15条1項）、司法試験の合格者は、考査委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会が決定するとされている（同法8条）。

司法試験委員会の庶務に関する事務は、法務省大臣官房人事課（以下「事務局」という。）において処理を行っている（司法試験委員会令（平成15年政令第513号）7条、法務省組織令（平成12年政令第248号）16条）。

#### （イ）司法試験における成績評価の概要

司法試験は、短答式及び論文式による筆記の方法により行い、合格者の判定は、短答式による筆記試験で合格に必要な成績を得た者につき、短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験の成績を総合して行っている（司法試験法2条1項及び2項）。

論文式による筆記試験（以下「論文式試験」という。）は、公法系科目、民事系科目、刑事系科目及び選択科目（倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）又は国際関係法（私法系）から一科目を選択）について行われる。問題数は、公法系科目、刑事系科目及び選択科目については2問、民事系科目については3問が出題され、試験時間は、公法系科目及び刑事系科目が4時間（問題1問につき各2時間）、民事系科目が6時間（問題1問につき各2時間）、選択科目が3時間である。配点は、公法系科目及び刑事系科目については、問題1問につき100点配点の計200点満点、民事系科目については、問題1問につき100点配点の計300点満点、選択科目については、2問で計100点満点である。

科目ごとの得点は、その科目内における各問の得点の合計点である。各問の得点は、各問において複数の考査委員により採点された得点の平均点であり、考査委員により採点された得点とは、考査委員により付された素点を標準偏差を用いて採点格差調整した後のものである。なお、いずれかの科目において、各問における各考査委員が付した素点の平均点を合計したものが満点の25パーセント点

未満である場合には、それだけで不合格となる。

短答式による筆記試験で合格に必要な成績を得た受験者に対しては、論文式試験の科目別得点、合計得点、合計得点による順位のほか、平成28年司法試験からは問別の順位ランクを通知している。また、論文式試験については、科目ごとに得点別の分布表を公表しているため、受験者は、これを通知された科目別得点と照らし合わせれば、自らの科目別の順位についても知ることができる。

イ 本件開示請求及び開示しないこととした理由について

(ア) 本件開示請求に係る保有個人情報について

審査請求人は「平成28年司法試験論文式試験の受験者氏名「審査請求人の氏名」（試験地「特定地名」、受験番号「特定番号」）の答案」（本件対象保有個人情報1）の開示を求めている。

本件対象保有個人情報1は、公法系科目及び選択科目については平成28年5月11日、民事系科目については同月12日、刑事系科目については同月14日に実施された司法試験論文式試験の終了後にそれぞれ取得し、司法試験の合否判定等のために保有している情報である。

(イ) 開示しないこととした理由

司法試験の論文式試験は、法曹になろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とするものであるが（司法試験法3条2項）、本来、論文式試験に関しては、その正解が一義的に定まっているものではない。

現在、成績通知によって、各科目の得点を受験者に通知しているところ、答案を開示すれば、答案の採点について、司法試験委員会及び考査委員への質問や照会等が増加し、考査委員及び事務局職員等の業務に支障が生じるおそれがある。また、後に生じ得る個々の受験者等からの苦情や非難を回避することを考慮するあまり、採点を担当する考査委員が答案に対して適正な評価を与えることが困難になり、さらには、法曹にとって必要な能力評価に適切な良問の作成をも困難にするおそれがある。

加えて、本件対象保有個人情報1を開示することとすれば、受験予備校等を介して、合格者あるいは上位成績者の答案が模範答案との扱いを受けて広く流布し、受験者の解答の方法等に影響を与え、あるいは、受験予備校が「答案の分析結果」等と称して成績上位の論述パターンなどを示すことにより、受験技術のみに頼った勉強法がまん延し、司法試験による法曹養成の意義が害されるとともに、論文式試験によって上記のような能力評価をすることが困難になり、

論文式試験の意義が失われるおそれがある。

したがって、本件対象保有個人情報1を開示することにより、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法14条7号柱書き）ことから、保有個人情報の開示をしない旨の決定を行った。

ウ 本件審査請求に理由がないこと

(ア) 新たな法曹養成制度の意義が損なわれること

a 新たな法曹養成制度における司法試験の役割

平成13年6月に司法制度改革審議会が新たな法曹養成制度の導入を提言したことを受けて、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号）が成立し、平成17年12月1日に同法の一部の施行によって司法試験法が改正され、それまでの司法試験（以下「旧司法試験」という。）に代わる司法試験が平成18年から実施されることとなった。

旧司法試験においては、厳しい受験競争の下、受験者が受験技術の習得を優先し、受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っていることが問題視されていた。旧司法試験の論文式試験の答案については、「表面的、画一的、金太郎飴的 answer」、  
「同じような表現のマニュアル化した answer」、  
「パターン化しており、それも同じ間違いをしている answer」、  
「落ちない answer」等が多く、その結果、「受験者の能力判定が年々困難になってきている」、「これ以上 answer の画一化が進むと、能力判定そのものが大変困難になる」と指摘されるとともに、仮に、能力判定が可能であっても、「その結果生み出される法曹全体の質的な劣化というものは、極めて深刻なもの」であるとの指摘がされていたところである（司法制度改革審議会議事録等）。このような実情については、多くの受験者が受験予備校を利用するなどして、論点ごとに整理された教材、あるいは過去の試験問題や想定問題についての解答例を集めた教材等を使用してその内容を覚えていくという勉強の仕方をしていることが主たる原因であると指摘されていた。さらに、科目別得点の順位ランクが「A」である論文式試験合格者の再現 answer について詳細な分析を加えた書籍が、受験予備校等から発行されていたことから明らかなとおり、受験予備校等は、受験者から論文式試験の再現 answer を集め、成績通知により上位にランクされた者の再現 answer をもっともらしく分析し、高い評価を得る answer の共通点等を多数の受験者に示すなどの受験指導を行っており、この

ことが上記のような問題状況に拍車を掛けていた。

他方で、21世紀の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請に応えることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められることとなった。

司法制度改革においては、これらを踏まえて、21世紀の司法を担うにふさわしい、質・量ともに豊かな法曹を確保するため、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度へと大きな転換が図られ、その中核を担うものとして、法曹養成に特化した実践的な教育を行う法科大学院が新たに導入された。

法科大学院では、法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、その課程を修了した者のうち相当程度の者が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うこととされた（司法制度改革審議会意見書）。すなわち、法科大学院においては、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及び弁論能力を含むその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこととされ（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）2条1号）、設置基準等において、開設すべき授業科目や教員の配置数などが定められている上、定期的に第三者評価機関による評価を受けなければならないこととされている（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）等）。

司法試験は、このような法科大学院の在り方を前提として、受験資格が原則として法科大学院修了者に限定されることとなり（司法試験法4条1項）、制度の枠組みが大幅に変えられた。司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかを判定することを目的と

し、法曹にふさわしい者を選抜する役割を有するとともに、法科大学院を中核とする法曹養成制度の一環として位置付けられ、法科大学院教育との有機的連携の下に行われることとなった（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律2条、司法試験法1条参照。）。

このように、新たな法曹養成制度の趣旨は、法曹にふさわしい知識・能力等の涵養を法科大学院課程を通じて行うことにあり、法科大学院生が法科大学院課程の履修に専念せず、これを軽視しおろそかにするような事態となれば、新たな法曹養成制度の意義が損なわれることとなるのみならず、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度そのものが成り立たなくなる。司法試験は、法科大学院課程を履修した成果を測るものであり、司法試験の受験対策のみを目的とした指導や受験技術の習得は、およそ本末転倒と言うべきものであって、新たな法曹養成制度の理念に真っ向から反するものである。

#### b 司法試験における現状

しかしながら、現在も、複数の大手の受験予備校や受験雑誌等による司法試験の受験指導が大々的に行われているところ、論文式試験については、様々な受験対策講座の開設や書籍の販売が行われ、そこでは「合格答案」を作成するための答案作成技術の指導が売り物にされ、受験者の再現答案がそのような受験指導の材料として利用されるなどしており、司法試験の現状においても、旧司法試験の弊害とされていた、新たな法曹養成制度の理念に反する受験対策に傾斜しかねない情報が受験者の間に広く出回っている状況にある。

そして、受験予備校は、受験者に対し、司法試験の試験会場の出口でビラを配ったり、ホームページで広告したりするなどして、金品を対価に再現答案の提出を広く募り、成績通知の提出も求めた上、成績上位者に高額の謝礼を上積みするなどしている。その「再現答案」は当該受験者の科目別得点等と併せて書籍に掲載されるなどして利用されており、受験者本人のために拡充したはずの成績通知制度が、司法制度改革の理念に反するような学習姿勢を広めかねない受験情報として利用されている実態がある。

このような再現答案やその分析結果の利用は、どのような答案を書けば手っ取り早く高得点が取れるかという受験対策としての意味しかなく、法曹としての本質的な能力の涵養には無意味かつ有害であって、新たな法曹養成制度の理念に反する。

実際、採点を担当した考査委員による採点実感においても、このような現状に対する懸念が表明されており、「受験生が典型的論点に関する論述例の暗記に偏重するなどした勉強方法をとった結果、事案の特殊性を考慮して個別具体的な解決を模索するという法律実務家に求められる姿勢を十分に習得していないのではないかと懸念される」（平成22年刑事系科目第1問）、「行政処分の違法性に関する法律論を組み立てる基本的な能力を試すために、大きく配点したが、行政法規にいう行政処分の「条件」の意味を誤解してつまずき、的外れな方向に論述を進めてしまう答案や、処分要件を十分検討しないまま行政裁量を援用し、論述が粗雑になる答案が目立った。また、設問2では、授益的行政処分の撤回という基本的な概念について、事案及び関係規定に即して論述できていない答案が予想外に多かった。いずれの設問に関しても、論点単位で論述の型を覚える学習の弊害が現われた結果のように感じられ、残念であった。」（平成26年公法系科目第2問）、「論じる必要がないと考えられるにもかかわらず、これを論じているものが散見された。マニュアル的、パターンの的に準備してきたものをそのまま書くのではなく、なぜその点を論じる必要があるのかを事案に即して考えて論じていくべきである。」（平成27年公法系科目第1問）などと述べられている。

c 答案を開示することによって生じる支障

このような司法試験における受験対策の現状に照らせば、答案そのものが開示されることとなれば、上記のような新たな法曹養成制度の理念に反する受験対策がまん延する傾向に一層拍車がかかることになることは明白である。

上記のとおり、現在でも、受験予備校等が再現答案を収集し、これを利用した受験指導が行われている。しかしながら、再現答案は、実物の答案ではなく、飽くまで受験者が記憶に基づいて再現したという前提の下に、流布され、分析等に利用されているものであり、再現答案は、実物の答案と一言一句違わず正確に再現されたものであるとは常識的に考えられない上、再現に当たって記述の訂正や追加・変更を行うなど手を加えられたものであることを前提として流布・利用されている。

これに対し、現物の答案においては、再現の正確性を疑う余地がなく、得点との関連性も確実なものとして受け止められることとなる。そのため、答案を比較して分析を行うに当たっても、得点の差異と記載内容の差異に照らして、よりもっともらしい

分析を行うことが可能となる。したがって、現物の答案を開示することとなれば、当該答案やその分析結果は、格段に高い信ぴょう性をもって受け止められることとなる。

再現答案しか入手できない現状においても、受験予備校等によるこれを利用した受験指導がまん延しつつあることに照らせば、答案の開示によってその傾向に一層拍車を掛けることとなることは疑いがない。

となれば、受験期間が制限されている司法試験においては、司法試験の合格に直結するような答案作成技術を求めて、合格者の実際の答案の体裁や書き振りを模倣するなど、実際の答案を利用したもっともらしい分析に基づく受験指導を安易に受け入れる受験者が多くなり、受験技術に強く影響された画一的な答案が増加する蓋然性が高い。

司法試験の論文式試験は、出題された事例について法的に解析した上で、論理的な思考に基づき、法令の解釈や適用を行い、それを論理的・説得的に構成・論述して表現することを求め、それを総合的に評価することにより、受験者の単なる知識の有無のみならず、法曹となるべき理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等を判定するものである。しかし、上記のような受験指導によって、受験者が過去の成績上位者の答案の体裁や書き振りを模倣して、いかにも自己の表現であるかのように記載し、法曹に必要な学識及び応用能力を有することを見せ掛けた答案を作成することとなると、その受験者の能力を適切に判定することが困難となり、司法試験事務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすこととなる。

そうなれば、法科大学院が受験指導を排し、理念に沿った教育を目指しているにもかかわらず、新たな法曹養成制度の一環としての司法試験の意義が没却され、その理念が著しく損なわれるとともに、旧司法試験と同様、受験者が各法分野について原理的、体系的に知識を習得する努力を怠り、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼし、柔軟な応用力を備えない者が合格点を得るなどといった事態を招くおそれもある。

(イ) 考査委員等が適正に職責を果たすことが困難になること

a 司法試験における採点の在り方等

司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定は、考査委員が行うこととされている（司法試験法15条1項）。考査委員は、当該試験を行うについて必要な学識経験を有する者から司法試験委員会の推薦に基づき任命されるものであり

(同条2項), 考査委員の氏名, 所属等は公表されている。

考査委員がこれらの権限を行使するに当たって, 合格者の判定については考査委員の合議によることとされ(同法8条), 具体的には, 考査委員会議において行うこととされている(司法試験委員会令2条1項及び3項)。また, 司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定の基本方針その他これらの統一的な取扱いのために必要な事項は, 考査委員会議を開いて定めることができるとされている(同条2項)。このように, 考査委員が考査委員会議という合議体によって権限を行使することを求められているのは, 合格者の判定のみであり, また, 合議体によって決まることができるとされているのは, 考査委員の権限事項に係る基本方針その他統一的な取扱いのために必要な事項のみである。すなわち, 考査委員の権限のうち, 問題の作成及び採点については, 法務大臣が各考査委員に対し個別に委任しているものであって, 考査委員の合議によって決することはそもそも予定されていない。

そして, 論文式試験の採点については, 考査委員会議において, 「司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について」と題する書面記載の内容が申合せ事項とされ, 公表されているが(平成28年3月17日司法試験考査委員会議申合せ事項), これは各年共通の一般的なものであり, 個別の出題に即したものではない。この申合せ事項以上の内容は考査委員会議において合意されておらず, 個々の答案の具体的な採点は, 各考査委員の裁量に委ねられている。それは, 次のような論文式試験の意義や性格等によるものである。

すなわち, 司法試験は, 「裁判官, 検察官又は弁護士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的」とし(司法試験法1条1項), 「受験者が裁判官, 検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため, 知識を有するかどうかの判定に偏ることなく, 法律に関する理論的かつ実践的な理解力, 思考力, 判断力等の判定に意を用いなければならない。」とされている(同法3条4項)。正解が一義的に定められる必要のある短答式試験によっては, このような能力を試すことには自ずから限界があり, こうした観点からの能力の判定は, 専ら論文式試験によって行うこととなる。

そのため, 論文式試験は, 正解が一義的に与えられ得るものではなく, 前述のとおり, 出題された事例について法的に解析し

た上で、論理的な思考に基づき、法令の解釈や適用を行い、それを論理的・説得的に構成・論述して表現することを求め、それを総合的に評価することにより、受験者の単なる知識の有無のみならず、法曹となるべき理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等を判定するものである必要がある、このような論文式試験の意義に沿った判定を可能とするためには、いわゆる論点主義による画一的・硬直的な採点ではなく、個々の考査委員の専門的知識、学識経験等に基づいた、独立した判断で柔軟な評価がなされなければならない。

他方で、個々の考査委員が独立して採点する結果、得点にばらつきが出ることもあり得ることを前提とし、受験者間に不公平が生じることを避けるため、上記申合せ事項においては、一通の答案を複数の考査委員によって採点し、かつ、偏差値による得点調整を行うことなどが定められている。

このように、論文式試験の採点において個々の考査委員に求められていることは、他の考査委員から独立して、自己の高度な専門知識と識見に基づき、良心に従い、自由かつ公正中立に、個々の答案を審査して評価を与えることであって、このことは、論文式試験の判定機能を適切に機能させ、司法試験がその役割を果たすために必要不可欠である。

#### b 採点に関する問合せ等の現状

他方、事務局には、個々の受験者からの問合せが電話等で多数寄せられているところ、特に成績通知後には、論文式試験の採点結果に関する問合せが相次ぎ、しかも増加傾向にある。そのほとんどは不合格者であって、成績通知に記載された科目別得点が自らの認識と比べて低すぎるというものであり、中には、自己の再現答案に対する第三者の評価や他の者の再現答案との比較を根拠として、採点の過誤や不当性を主張するものもある。このような問合せに対しては、適正に事務処理を行っている旨説明しても納得を得られないため、これに対応した職員が長時間を割いて特段の対応を強いられている状況にある。

#### c 答案を開示することによって生じる支障

論文式試験の答案を開示することとなれば、受験予備校等の後押しによって、多数の受験者から大規模に答案の開示請求が行われることとなるのは明らかであり、また、とりわけ不合格者にあっては、開示された情報から何らかの理由を作出して採点の過誤を主張しようとするのが容易に予測され、開示請求の著しい増大とこれに伴う事務局への問合せ等の増加が見込まれ

る。

現物の答案は、その内容と得点との結びつきが確実であり、更に他の答案との比較によって、より具体的な根拠をもって、採点の不当性を主張することが可能となるため（例えば、「なぜAの答案がBの答案よりも点数が高いのか。採点がおかしいのではないか。」などといった問合せを多数招来すると見込まれる。）、問合せ等の増加と深刻化がより進むことが見込まれる。採点に不満を持つ者に対して、応対した職員が説明に十分な時間を割いたとしても、その納得を得られるような説明を行うことは極めて困難であって、司法試験事務の運営に支障が生じるおそれが極めて大きい。

このような場合、事務局における説明では対処できなくなり、考査委員に対し、個別に答案や素点の再確認を求め、あるいは、採点方針について説明を求める事態も生じ得る。また、事務局において説明を尽くすことが困難であるため、考査委員に対して直接問合せ等がなされるおそれも高くなり、考査委員が採点に不満を抱く者からの苦情・嫌がらせ等にさらされるおそれも生じる。

過去には、司法試験に落ちた腹いせに、複数の法務・検察幹部が脅迫されるなどした事件もある。考査委員は、氏名・所属を公表されている上、特に研究者の委員については人数が限られており、個人攻撃の対象となるおそれが極めて大きい。

前述のとおり、司法試験において、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力等の判定を可能とするには、論点主義による画一的・硬直的な採点ではなく、個々の考査委員の学識経験等に基づいた独立した判断による柔軟な評価がなされる必要がある。そのため、論文式試験の個々の答案の具体的な採点は、考査委員の裁量に委ねられており、個々の考査委員に求められることは、他の考査委員から独立して、自己の高度な専門知識と識見に基づき、良心に従い、自由かつ公正中立に、個々の答案を審査することである。このような観点から答案の審査が行われているため、個々の答案の具体的な採点について、事後的に、その全てを形式的、客観的に説明することは容易ではない。

答案が後に開示されることとなれば、後日の問合せ、非難、中傷、嫌がらせ等へのおそれや煩わしさから、過度に硬直的な採点を行い、あるいは、他の考査委員の採点に合わせるなどして、考査委員が答案に対して適正な評価を与えることが困難となる。また、問合せ等に対して画一的に回答できるよう、形式的な採

点が可能な問題作成に陥り，司法試験において求められる能力評価に適した良問の作成が困難となるおそれもある。すなわち，答案の開示によって，考査委員がその職責を適正に果たすことが困難になり，適正な司法試験事務の遂行に支障が生じるおそれは現実的かつ差し迫ったものである。

また，考査委員は，任期付きの非常勤職員で，本務の傍らで，問題作成や採点といった多大な時間と労力を要する職務を行っているところ，ただでさえその負担は非常に重い。考査委員を更なる物理的・心理的負担にさらすこととなれば，優秀な研究者や実務家から考査委員のなり手を探すことが困難となることは必至である。

したがって，答案を開示することによって，司法試験事務の適正な遂行に種々の支障が生じることは明らかである。

#### (ウ) 小括

以上のように，上記（ア）及び（イ）で詳述したとおり，本件対象保有個人情報1を開示することによって，司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法14条7号柱書き）ことは明らかである。

この点，司法試験論文式試験の答案の不開示決定に対する異議申立に係る過去の答申（平成21年度（行個）答申第96号，平成22年度（行個）答申第8号，平成25年度（行個）答申第41号，平成27年度（行個）答申第145号）においても，概要，「受験予備校による再現答案の収集，利用の状況を踏まえると，情報を開示すれば，受験予備校が他の相当数の受験者に働き掛けて，同様の開示請求を行わせる蓋然性は極めて大きく，これに応じた答案に基づく分析の方が現実に即したものであることは否定できないから，当該答案作成者の成績と併せて，高成績を得やすい答案作成の技法等を今までより一層それらしく説明することが可能となる。そして，受験回数が制限される新司法試験においては，このような受験予備校が提示する技法等を安易に受け入れる受験者が多くなり，上記のような法曹養成制度改革の一環としての新司法試験の意義が没却されるおそれや，受験予備校での受験技術に強く影響された画一的な答案が増加し，法曹となるべき資格の有無を適切に評価することが困難になるおそれが生ずる蓋然性が高まり，その結果，新司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれがあると言わざるを得ない。」，「現物の答案はその内容と得点の結びつきが確実であることから，より具体的に採点の不当性を主張することが可能となるため，司法試験委員会及び考査委員への質問，照会，あるいは

考査委員に対する中傷が増加し、考査委員及び事務局職員等がそれぞれ有する業務に支障が生じるおそれがあることが認められる。」、「司法試験においては、個人の権利利益の保護という法の目的を離れて、受験予備校等が働き掛けることにより、多数の受験者による開示請求が行われ、その弊害が予測される状況を踏まえれば、たとえ本人に対する開示であっても、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言わざるを得ない。」旨指摘がなされ、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、いずれの異議申立も棄却されてきたところである。

## エ 審査請求人の主張に対する反論

### (ア) 答案の取違えの確認について

審査請求人は、「個人情報開示請求をしたのは、答案の取り違えの有無を確かめたいだけ」と主張している。

この点、答案の取違えについては、機械及び目視による方法で二重三重に厳格にチェックを行い徹底的に防止しているところ、およそ採点結果に重大な利害関係を有する受験者本人に対し、自己の答案であるかどうかの確認を求めることは相当ではなく、開示の必要性を高める理由にはならない。仮に、審査請求人が主張するように、希望する受験者に答案の取違えの有無を確認させる機会を与えらば、必ずしも全ての受験者が採点結果に納得しているとは限らず、そのような受験者が「答案の取違えがあった」などと事実と異なる申立てをする可能性もあり、司法試験の実施に大きな混乱を生じさせるおそれがある上、上記ウ（ア）cで述べたとおり様々な支障が生じることから、答案の開示による弊害は極めて大きい。

したがって、この点に関する審査請求人の主張は、およそ失当である。

### (イ) 本件対象保有個人情報1の法14条7号柱書き該当性について

#### a 考査委員及び事務局職員等の業務への支障のおそれについて

論文式試験の答案を開示することとなれば、採点結果に対し、司法試験委員会に対する質問及び照会が増加することは容易に想定できることであり、司法試験委員会における事務に支障が生じることには想像に難くない。また、考査委員についても、答案の採点者が特定できないことを前提としても、その氏名及び地位が公表されている以上、少なくとも、上記のような質問及び照会を受け得る立場には立たされるのであって、そうならば、各考査委員は、相当多数の答案を採点しなければならない上に、このような質問ないし照会等を受け得る立場に立たされることとなれば、その身体的、精神的な負担は相当なものとなり、考査委

員が、質問及び照会を考慮して、答案に対して適正な評価を与えることが困難となり、また、質問及び照会に対して画一的に回答することが可能となるような問題作成に傾倒し、法曹にとって必要な能力評価に適切な良問の作成をも困難にするおそれがある。そればかりか、考査委員そのものを引き受ける優れた学識経験者や実務法曹がいなくなるおそれすらある。

これに対して、審査請求人は、「合格発表後に開示請求するとしても、ほとんどの受験生はわずか5回しか受験できないという制約の中、次の受験までの半年という地点であり、開示した成績判定に不服を申し立てるというよりは、次の試験に向けた勉強方法確立のために活用することが想定され」、「次年度以降の試験の適正な遂行への支障は、単なる確率的可能性にすぎない」などと主張するが、情報開示に際して当該情報の利用方法を制限することができない以上、上記のとおり司法試験委員会に採点結果に対する質問及び照会が増加するばかりか、考査委員にまで影響を及ぼしてしまうことが容易に予想される。

審査請求人の上記主張は、本件対象保有個人情報1の法14条7号柱書き該当性を何ら左右するものではなく、行政事務の実態を理解しないものであり、失当である。

#### b 司法書士試験に係る主張について

また、審査請求人は、「司法試験と同様の国家試験である司法書士の試験においても」、「開示をしていることから、適正な評価を与えることを困難とするとは言えない」などと主張する。

しかし、司法書士試験は、司法書士法（昭和25年法律第197号）6条2項において、「憲法、民法、商法及び刑法に関する知識」、「登記、供託及び訴訟に関する知識」及び「その他第3条第1項第1号から第5号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力」について筆記及び口述の方法により行うものと定められており、同法3条1項1号から5号までに規定されている業務とは、「登記又は供託に関する手続について代理すること」、「法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること」、「法務局又は地方法務局長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること」、「裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること」及び「これらの事務について相談に応ずること」である。

司法書士試験の筆記問題は、多肢択一式問題と記述式問題とがあるが、このうち記述式問題の内容は、事例に基づき、登記手続などを問うもので、答案用紙の各回答欄（「登記の目的」、「登記原因及びその日付」、「登記すべき事項」、「登記の事由」など（平成27年司法書士試験記述式問題答案用紙参照））の記載に従って回答を記述する形式であって、長文の論述を求めるものではない。

これに対し、司法試験は、上記アのとおり、裁判官、検察官又は弁護士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験であり、短答式及び論文式による筆記の方法により行うものとされている。また、司法試験は、上記ウ（イ）aのとおり、「受験者が裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。」とされており（司法試験法3条4項）、短答式の筆記試験とは別に設けられている論文式の筆記試験については、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的」としており（同条2項）、基本的知識のみならず、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定がなされるよう、答案の具体的な採点が審査委員の裁量に委ねられている。そして、司法試験の論文式試験については、上記ウ（ア）から（ウ）までのとおり、答案を開示することによる多大な支障がある。なお、正解が一義的に定められる短答式試験については、司法試験においても答案を開示しているところである。

このように、司法書士試験と司法試験は、異なった目的の試験で、形式も異なる別個のものであり、司法試験では、旧司法試験で生じた問題点を解消するために新たな法曹養成制度が導入されたという現行制度の趣旨もあるので、司法書士試験の保有個人情報の開示状況によって、司法試験の保有個人情報の開示の可否が左右されるものではなく、審査請求人の主張には理由がない。

- c 法曹にとって必要な能力評価に適切な良問の作成をも困難にすることについて

個々の受験者が提出した答案そのものが開示されるとなれば、

実際に採点の対象となった答案そのものと成績通知による各科目別の得点を比較検討することが可能となることから、各受験者、あるいはこのような比較検討を行いたいいわゆる受験予備校等が、自らが抱いた疑問点等について、司法試験委員会に対して質問や照会等を行うことが考えられ、そのような事態となれば、司法試験委員会の業務全体に支障が生じるおそれがある。

そもそも、新司法試験における論文式試験は解答が一義的に定まっておらず、採点に当たっては、事例解析能力、理論的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本としつつ、全体的な論理的構成力、文章表現力等を総合的に評価し、理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いるものとされていることから明らかなおお、採点は各考査委員の専門的学識に基づく高度な専門的判断に委ねられている。このような専門的判断においては、その全てを客観的に説明することは容易ではない上に、とりわけ、不合格者にとっては、答案が開示されるとなれば、答案及び通知された成績等を照らし合わせた上で、採点結果に関する質問や苦情を申し入れることが容易に予測されることから、その対応に相当な困難が伴うことは想像に難くない。

既に述べたとおり、仮に、各受験者及びいわゆる受験予備校等が、採点結果に対して説明を求め得るとすれば、各考査委員が答案に対して適正な評価を与えることが困難になるおそれが生じ、また、同様の考慮から、質問や照会等に対して画一的に回答することが可能となるような問題作成に傾倒し、法曹にとって必要な能力評価に適切な良問の作成をも困難にするおそれがある。更に言えば、このような立場に立たされる考査委員を引き受ける優れた学識経験者や実務法曹がいなくなるおそれもあり、そうなれば、司法試験の実施そのものが不可能となる。

この点に関する審査請求人の主張は、新司法試験における論文式試験の特質を理解していないものであり、失当である。

d 司法試験による法曹養成の意義が害されることについて

また、審査請求人は、「現時点でも、合格者は、自分の書いた答案を再現し、予備校に売却し、成績上位パターンの答案は広く出回っています。しかし、論文式試験の意義が失われるような事態には至っていません。」などと主張している。

一般的には、各受験者が、実際に提出した答案の内容を正確に再現することは困難であることから、いわゆる受験予備校等による再現答案を利用した受験指導にも一定の限界があるものと考えられるが、各受験者が実際に提出した答案そのものが開示

されることとなれば、よりもっともらしい分析が可能となり、その結果、多くの受験者が、高得点が付された答案について、その全体の構成や論旨の展開等だけでなく、表現振りや用字用語等の細部に至るまで模倣するといった事態を招きかねない。

さらに、現状では、第1問と第2問（民事系科目については第3問も含む。）の合計得点である科目別得点のほか、平成28年司法試験からは、第1問と第2問（民事系科目については第3問も含む。）の問別の順位ランクを通知しているため、いずれの問題に対する評価であるのかがある程度明確になるため、いわゆる受験予備校等の再現答案を利用した受験指導により一層拍車がかかることになることは明白である。

このような事態となれば、上記ウ（ア）aで述べた旧司法試験における問題状況がそのまま新司法試験にも引き継がれることとなり、そうなれば、旧司法試験と同様、新司法試験においても、受験技術偏重の勉強方法に基づく答案がまん延し、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するか否かを適切に判定することが困難となる。さらに、新司法試験は、法科大学院教育を中核とするプロセスとしての新たな法曹養成制度の一環として位置付けられているところ、新司法試験の受験者においても、受験技術偏重の勉強方法がまん延することとなれば、新司法試験は、新たな法曹養成制度として機能しないことになってしまう。

したがって、審査請求人の上記主張は、本件対象保有個人情報1の法14条7号柱書き該当性を左右するものではない。

#### オ 結論

以上のとおり、審査請求人の主張は、いずれも原処分1を取り消す理由とはなり得ないため、原処分1は維持されるべきである。

#### (2) 諮問第5号

##### ア 司法試験制度について

上記(1)アと同じ。

##### イ 本件開示請求及び開示しないこととした理由について

###### (ア) 本件開示請求に係る保有個人情報について

審査請求人は「平成27年司法試験論文式試験の受験者氏名「審査請求人の氏名」（試験地「特定地名」、受験番号「特定番号」）の答案」（本件対象保有個人情報2）の開示を求めている。

###### (イ) 開示しないこととした理由

27年試験の答案については、文書保存期間（事務処理上必要な1年未満の期間）が経過したため、既に廃棄しており、保有してい

ない。

したがって、本件対象保有個人情報2は不存在であることから、保有個人情報の開示をしない旨の決定を行った。

#### ウ 司法試験の論文式試験の答案について

開示請求の対象となる保有個人情報は、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものであり、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律2条2項に規定する行政文書をいう。）に記録されているものに限られている（法2条3項）。

司法試験の論文式試験の答案は、答案の採点、合否決定及び試験問題の検証等の試験実施のために保有していることから、上記の行政文書に該当し、かつ、その内容において、氏名、受験番号、試験地及び解答が記載されていることから、法2条3項の保有個人情報に該当するものと解している。

論文式試験の答案は、当該年の合格者の決定後は廃棄することとしており、論文式試験の答案の保存期間は、試験実施から廃棄するまでの1年未満の期間としている。

#### エ 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、本件対象保有個人情報2について、「保有期間が経過しても、廃棄協議が終わらなければ廃棄はされません。」、「もし、27年試験の答案が既に廃棄されているのであれば、廃棄同意が得られているはずです。しかし、平成27年度及び平成28年度に保存期間が満了した行政文書ファイルについては、廃棄同意が得られた文書は存在しないです。そうすると、27年試験の答案は廃棄できませんので、存在していると言えます。」などと主張する。

この点、行政文書の廃棄については、公文書等の管理に関する法律（平成21年7月1日法律第66号。以下「公文書管理法」という。）8条1項において、「行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。」、また、同条2項において「行政機関の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と規定されている。さらに、「公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第8条第2項の同意の運用について」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）の2（2）ウにおいて、「行政文書ファイル等の保存期間については、公文書等の管理に関

する法律施行令（平成22年政令第250号）第8条第2項に基づき、適切な保存期間が定められることに加え、歴史公文書等に該当する行政文書ファイル等については、同条第3項に基づき、1年以上の保存期間を設定しなければならないこととされている。これらを踏まえ、1年未満の保存期間の行政文書ファイル等については、上記ア、イの процедуруを行うことを要しない。」（別添参照（略））と規定されており、保存期間が1年未満の行政文書ファイル等の廃棄協議は不要とされている。

したがって、本件対象保有個人情報2は、前述のとおり開示請求の対象となる保有個人情報に該当する行政文書であるものの、保存期間が1年未満であることから、廃棄協議を経ることなく、平成28年4月に既に廃棄済みである。

なお、審査請求人は、「平成27年に受験者の答案から、明らかに司法試験問題が漏えいしているということが判明し、法務省から刑事告訴までしています。そのような重大事件が起こった年の答案がすでに廃棄されているというのは、疑問です。」と主張しているが、平成27年に起きた司法試験漏えい事案の事後的検証が必要となった場合に備え、平成27年司法試験論文式試験実施記録として答案に係る画像データを別途保存しているところであり、答案を廃棄しても何ら差し支えはない。

#### オ 結論

以上のとおり、審査請求人の主張は、原処分2を取り消す理由とはなり得ないため、原処分2は維持されるべきである。

### 2 補充理由説明書（諮問第5号のみ）

#### （1）論文式試験の答案に係る画像データについて

理由説明書（上記1（2））の工なお書き記載の論文式試験の答案の画像データ（以下「本件画像データ」という。）は、毎年度、受験願書や問題用紙、成績通知、答案用紙等の印刷業務等を委託した印刷業者によって当省に納品される成果物の一部である。また、納品については、当該印刷業者の工場内の機器によって作成されたデータを当省所有のハードディスクドライブに移し替え、当該印刷業者が当省まで運搬する方法で行われており、その際には、本件画像データは各科目の答案の1頁ごとに1つのファイルとして保存されることからデータ数が数十万個に及ぶこともあって、データが破損していないかなどの復元性の検証は一部のデータについてしか行っておらず、本件画像データによって全受験者の答案が完全に復元ができることを確認した上で保管しているものではない。

このように、本件画像データは、科目ごと頁ごとに個別のファイルに

分割された状態で保管され、一人の受験者につき73個のファイルが存在することから、取得した時点では、データの一部又は全部が破損している可能性も否定できず、確実に対象物が存在する答案そのものとは異質なものとして考え、当初は本件対象保有個人情報2として特定しなかった。

しかし、再度検討した結果、法においては、例え保有個人情報の一部が欠けていても、その残余部分が保有個人情報から除外される規定はなく、また、当該受験者のデータの全部が破損している可能性は極めて低いと考えられることから、本件画像データの一部破損の可能性のいかんにかかわらず開示請求の対象であるとして修正したい。

なお、本件画像データの保存期間は、答案の原本と同様に1年未満とされていたが、昨年度の漏えい事案の発生に伴い、予期せぬ事態が生じた場合の検証用のサンプルとして使用できるものとして保存期間を5年に伸長する変更を行っている。

## (2) 本件画像データの開示について

### ア 本件画像データの開示不開示について

上記(1)のとおり本件画像データは本件対象保有個人情報2に該当すると考えるが、仮に本件画像データにより審査請求人の答案(内容)が全て破損することなく、復元できた場合であっても、論文式試験の答案と同様に以下の理由により開示できない。

### イ 開示できない理由について

司法試験の論文式試験は、法曹になろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とするものであるが(司法試験法3条2項)、本来、論文式試験に関しては、その正解が一義的に定まっているものではない。

現在、成績通知によって、各科目の得点を受験者に通知しているところ、本件画像データを開示すれば、答案の採点について、司法試験委員会及び考査委員への質問や照会等が増加し、考査委員及び事務局職員等の業務に支障が生じるおそれがある。また、後に生じ得る個々の受験者等からの苦情や非難を回避することを考慮するあまり、採点を担当する考査委員が答案に対して適正な評価を与えることが困難になり、さらには、法曹にとって必要な能力評価に適切な良問の作成をも困難にするおそれがある。

加えて、本件画像データを開示することとすれば、受験予備校等を介して、合格者あるいは上位成績者の答案が模範答案との扱いを受けて広く流布し、受験者の解答の方法等に影響を与え、あるいは、受験予備校が「答案の分析結果」等と称して成績上位の論述パター

ンなどを示すことにより、受験技術のみに頼った勉強法がまん延し、司法試験による法曹養成の意義が害されるとともに、論文式試験によって上記のような能力評価をすることが困難になり、論文式試験の意義が失われるおそれがある。

したがって、本件画像データを開示することにより、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法 14 条 7 号柱書き）ことから、保有個人情報の開示はできない。

#### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、諮問第 3 号及び同第 5 号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成 29 年 1 月 10 日 諮問の受理（諮問第 3 号及び同第 5 号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月 30 日 審議（諮問第 3 号）
- ④ 同年 2 月 7 日 本件対象保有個人情報 1 の見分（諮問第 3 号）及び審議（諮問第 3 号及び同第 5 号）
- ⑤ 同月 8 日 審査請求人から意見書及び資料を收受（諮問第 3 号）
- ⑥ 同月 13 日 審査請求人から意見書 1 及び資料を收受（諮問第 5 号）
- ⑦ 同月 16 日 諮問庁から補充理由説明書を收受（同上）
- ⑧ 同月 28 日 審査請求人から意見書 2 及び資料を收受（同上）
- ⑨ 同年 3 月 7 日 諮問第 3 号及び同第 5 号の併合並びに審議
- ⑩ 同月 22 日 審議

#### 第 5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件各開示請求は、審査請求人本人に係る 28 年試験の答案に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報 1）及び 27 年試験の答案に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報 2）の開示を求めるものである。

処分庁は、①本件対象保有個人情報 1 について、これを開示すると、i) 司法試験委員会及び考査委員への質問等が増加し、考査委員及び事務局職員等の業務に支障が生ずるおそれ、ii) 受験者等からの苦情や非難を回避することを考慮する余り、採点者が答案に対して適正な評価を与えることが困難になり、法曹にとって必要な能力の評価に適切な良問の作成を困難にするおそれ、iii) 合格者あるいは上位成績者の答案が模範答案として流布するなどにより、受験技術のみに偏った勉強法がまん延し、法曹養

成の意義が害されるとともに、論文式試験の意義が失われるおそれがある等として、法14条7号柱書きによりその全部を不開示とする原処分1を行い、②本件対象保有個人情報2については、既に廃棄しており、保有していないとして、不開示とする原処分2を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、①本件対象保有個人情報1については、原処分を維持するとし、②本件対象保有個人情報2については、本件画像データに記録された保有個人情報を新たに特定した上で、その全部が法14条7号柱書きに該当するとして、不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報1の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報1の不開示情報該当性について検討するとともに、本件対象保有個人情報2の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報1の不開示情報該当性

- (1) 当審査会において本件対象保有個人情報1を見分すると、審査請求人本人が受験した28年試験の答案用紙に自らが記載した解答であって、当該解答に対する配点・減点などの採点情報や、採点を行った考査委員によるコメントなどの書き込み等は記載されていないことが認められる。
- (2) そうすると、平成27年度(行個)答申第145号において、平成27年の司法試験論文式試験の答案に記載された保有個人情報の不開示情報該当性について、平成25年度(行個)答申第41号において、平成24年の司法試験論文式試験の答案に記載された保有個人情報の不開示情報該当性についてそれぞれ示された判断と同様、受験予備校による再現答案の収集及び利用の状況を踏まえると、本件対象保有個人情報を開示すれば、受験予備校が他の相当数の受験者に働き掛けて、同様の開示請求を行わせる蓋然性は極めて大きく、これに応じて開示することとなれば、再現答案に基づく分析よりも実際に試験に提出した答案に基づく分析の方が現実にも即したものであることは否定できないから、当該答案作成者の成績と併せて、高成績を得やすい答案作成の技法等を今までより一層それらしく説明することが可能となり、そうすると、受験回数が制限される司法試験においては、このような受験予備校が提示する技法等を安易に受け入れる受験者が多くなり、法曹養成制度の一環としての司法試験の意義が没却されるおそれや、受験予備校での受験技術に強く影響された画一的な答案が増加し、法曹となるべき資格の有無を適切に評価することが困難になるおそれが生ずる蓋然性が高まり、その結果、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれがあるといわざるを得ないから、これと同趣旨の諮問庁の説明(上記第3の1(1)ウ)は首肯できる。

確かに、本件対象保有個人情報1は、評価、コメント等が何も記載さ

れていない、審査請求人自らが作成した答案そのものであるが、司法試験においては、個人の権利利益の保護という法の目的を離れて、受験予備校等が働き掛けることにより、多数の受験者による開示請求が行われ、その弊害が上記のように予測される状況があることを踏まえれば、たとえば、当該答案を作成した本人に対する開示であっても、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといわざるを得ない点も、上記の各答申に示された判断と同様である。

- (3) 以上のとおり、本件対象保有個人情報1については、これを開示することにより、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するので、その全部を不開示としたことは妥当である。

### 3 本件対象保有個人情報2の特定の妥当性及び不開示情報該当性について

#### (1) 特定の妥当性について

ア 諮問庁は、27年試験の答案について、当初、保存期間が1年未満であることから、平成28年4月に既に廃棄済みであるとして、本件対象保有個人情報2は保有していない旨説明していたが、補充理由説明書において、27年試験の答案の画像データ（本件画像データ）について、当該試験の実施記録として別途保存しており、本件画像データに本件対象保有個人情報2が記録されている旨説明する。

イ そこで、当審査会において、諮問庁から本件画像データのうち審査請求人に係る部分を印刷したものの提示を受けて確認したところ、これは、審査請求人本人が受験した27年試験の答案用紙に本人が記載した解答であって、当該解答に対する配点・減点などの採点情報や、採点を行った考査委員によるコメントなどの書き込み等は記録されていないことが認められる。

ウ 本件画像データは、27年試験の答案の画像データとして、法務省が業者に委託作成させ、その成果物として、当該試験の実施記録として、同省において保存していた旨の諮問庁の説明（上記第3の2（1））に疑いを差し挟む事情はないところ、これを踏まえると、本件画像データに記録された保有個人情報は、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものに外ならず、そのうち、審査請求人の答案が記録された部分は、本件対象保有個人情報2に該当すると認められる。

#### (2) 不開示情報該当性について

ア 諮問庁は、本件画像データに記録された本件対象保有個人情報2について、補充理由説明書（上記第3の2（2））において、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する旨説明するので、当該不開示情報

該当性について検討する。

イ 本件対象保有個人情報2は、上記(1)イで判断したとおり、審査請求人が受験した27年試験の答案用紙に自らが記載した解答であって、当該解答に対する配点・減点などの採点情報や採点を行った考査委員によるコメントなどの書き込み等は記載されていないものである。

ウ そうすると、本件対象保有個人情報2は、28年試験の答案である本件対象保有個人情報1と実施年が異なるだけの同様の試験答案に係る情報であるといえることから、上記2(2)で判断したのと同様の理由により、これを開示することにより、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するので、その全部を不開示とすることが妥当である。

#### 4 付言

本件画像データについて、諮問庁は、その存在を認識しつつ、当初、本件対象保有個人情報2を保有していないとして不開示とした原処分2を維持するとしていたところ、この点につき、本件画像データについては、これを取得した時点では、データの一部又は全部が破損している可能性も否定できず、確実に対象物が存在する答案そのものとは異質なものとして考え、当初は本件対象保有個人情報2として特定しなかった旨説明するが、電磁的記録であっても、その内容を確認した上で、法2条3項に規定する保有個人情報に該当すると認められれば、これを本件対象保有個人情報2として特定すべきであるのはいうまでもないことであって、上記のような諮問庁の対応は、法の解釈を誤ったものといわざるを得ず、今後、このようなことのないよう適切に対応することが強く望まれる。

#### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 6 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報1につき、その全部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、同号柱書きに該当すると認められるので、妥当であり、本件対象保有個人情報2につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が本件画像データに記録された保有個人情報を新たに特定し、その全部を同号柱書きに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、当該情報は本件対象保有個人情報2に該当し、また、当該情報の全部が同号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史